

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第 26 回）
議事要旨

○日時

令和 5 年 11 月 29 日（水） 18 時 30 分～20 時 00 分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、橋本征二委員、道田悦代委員

○オブザーバー

渡邊 泰夫 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室 室長
三上 善之 農林水産省林野庁林政部木材利用課 課長
吉野 議章 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

津田 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐
森川 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

- ① 国内木質バイオマスのライフサイクル GHG 確認方法について
- ② ライフサイクル GHG に係る確認方法等について（報告）
- ③ 調達価格等算定委員会への報告（案）について

○議事要旨

① 国内木質バイオマスのライフサイクル GHG 確認方法について
委員

- ・ EU では 2023 年に EUDR という規制が可決された。製品または木材の加工品について、EU に輸入する際には企業がサプライチェーンを最も上流まで遡って、森林破壊が起こっていないことを保証するためのデューディリジェンスを行わなければ

ならない。今後、規制の流れが電力に及ぶことがあれば、発電事業者によってはライフサイクル GHG に関しても最も上流まで遡って確認したいというニーズが出てくるかもしれない。国内においても素材生産事業者を遡れるような情報をチップ製造事業者などに保管する仕組みとするべきなのではないか。

委員

- 内容に賛同する。木質バイオマス発電は化石燃料を代替するだけでなく、林業振興や地域経済の活性化など、多様な価値を有している。加えて、持続可能性やライフサイクル GHG という視点で適正な判断条件を整理できてよかった。
- 林野庁の積極的な関与によって、事業者への周知、要件に沿った対応が迅速に行われていくことを期待したい。今年 6 月に林野庁が発信した認定団体向け連絡文書のように改めて認定事業者への丁寧な対応をお願いしたい。また、運用開始後のフォローアップ及び制度のブラッシュアップをお願いしたい。

委員

- 内容に賛同する。資料 1-1 の p. 8 について、国内木質バイオマスであっても第三者認証を取得するケースがあると思われるので、その場合は輸入木質バイオマスと同じルールが適用されると思われるが、但し書きがあるとよい。
- 合法性ガイドラインに基づく 3 つの確認方法のうち、どの方法で木材の持続可能性が担保されているのかという情報収集も行っていたきたい。

委員

- 大きな方向性として賛同する。国内木質バイオマスについても第三者認証の取得が求められる姿が中長期的には望ましい。第三者認証の取得を妨げるものではないということが明確になるとよい。
- 資料 1-1 の p. 4 の燃料調達事業者単位について、「原則として」と書かれている意味は何か、他の状況はどのようなものを想定されているのか。
- 資料 1-1 の p. 7 で、2026 年 3 月 31 日までを経過措置として書かれているが、この根拠をご説明いただきたい。
- 資料 1-2 の p. 6 について、発電効率を計算する際には低位発熱量の情報が必要になってくるが、最も重要なのは水分である。含水率が高いものを運んで燃やしているのは輸送・発電の効率も悪く、ライフサイクル GHG のパフォーマンスも下がることを考えると、GHG 関連情報に水分を例示されるのも意味があるのではないか。
- 資料 1-2 の p. 7 について、第三者認証では違反や誤りがあった際の対処方法をクリアにしている。証明ガイドラインも同様に対処方法を明確化した方が認定団体としても運用しやすいだろう。今後証明ガイドライン等を改正、運用していく際に検討いただきたい。

委員

- 大枠には賛成である。年間の輸送状況や低位発熱量は変わる可能性がある。算定根

拠は年間平均を出すのか、ロットごとに出していくのかも明確にすべき。

- 資料 1-1 の p.5、個別の燃料調達事業者が特定可能となる情報の公開については、事業者間の競争環境等への影響が大きいため避けるということだが、どのような影響か。発電事業者からの要望であったのか。

事務局

- EUDR 等の動向も見据えながら、制度の設計を検討してまいりたい。
- 制度を措置した後、取組状況についてフォローアップを行ってまいりたい。
- 国内木質バイオマスについて、第三者認証の取得を妨げるものではないという記載は、今後ガイドライン等を整備する際には盛り込んでいきたい。
- 公開の単位については、燃料調達事業者単位で集約して公開することが効果的かつ効率的と考えている。他方で、納入単位の情報を公開することを制度として妨げるものではない。
- 猶予期間については、昨年度の WG において第三者認証側の整備や認証取得に時間を要することから設けたものであるが、国内木質バイオマスについても認定団体の準備期間を要することも踏まえ 2026 年 3 月までを猶予期間とした。
- 算定根拠については、平均値なのか、最頻値なのか、明確にした上で情報公開をしていただく。
- 個別の燃料調達事業者が特定可能となる情報の扱いは、第 4 回 WG で議論があったが、発電事業者間の燃料調達の競合を避ける意図である。

林野庁

- トレーサビリティについて。認定事業者間で証明書を受け渡して、受け取ったものを 5 年間保存してもらうことにしている。川上へのトレーサビリティは担保されていると考える。EUDR もよく注視していきたい。
- 制度の周知に関しては、認定団体にしっかり役割を果たしていただけるように、丁寧な対応を進めているところである。
- 水分率については、既定値の区分の対象となる情報ではないが、参考情報として記載を推奨するといった対応を含め検討する。
- 現行の証明ガイドラインにも、認定取り消しのルールはあるが、ご意見も踏まえて検討したい。

座長

- 本日の議論を踏まえて、事務局と林野庁にはガイドラインの改定などの対応をお願いしたい。

② ライフサイクル GHG に係る確認方法等について（報告）

委員

- 資料 2 の p.2 について、MSP0 Part4（P&C 認証）はライフサイクル GHG の既定値を

確認できるスキームという書き方になっているが、持続可能性一般に関しては異なる解釈になるのか。

事務局

- 持続可能性については P&C 認証、CoC 認証双方で確認が可能であることが従前の WG で確認できている。

座長

- 事務局には制度の運用開始に向けて、パブリックコメントの手続きを進めていただきたい。

③ 調達価格等算定委員会への報告（案）について

委員

- 報告内容に異論はない。前回も指摘したが、資料 3 の p. 10「その他伐採木」の確認方法について、当面「伐採齢が 20 年以下であること」とする点について、用材目的での早生樹の実証研究が各地で行われていることから、状況に応じて見直すということをご報告いただきたい。

委員

- SBP、GGL に対し、持続可能性基準に相当する確認項目の追加を要請していると承知している。資料 3 の p. 1 には要請中と書くといよい。
- 資料 3 の p. 14 で、自主的取組の対象となる発電事業者が第三者認証スキームでライフサイクル GHG を確認することが可能であるのか明確化すべき。

委員

- 報告内容に同意する。輸入木質バイオマスに関して、第三者認証を信頼したいが、多様な報道等で不安に思う点もある。今回、SBP、GGL に対して、持続可能性基準に相当する確認項目の追加を林野庁から要請していることを評価する。追加された要件が実効性も伴ったものであってほしい。
- 資料 3 の p. 14 の自主的取組や p. 15 の情報公開について、「自主的」とあるが「積極的に情報開示していただきたい」という要請だと読み取っていただきたい。

委員

- 第三者認証スキームは大事なツールであるが、EU では認証を取った上で自社でもフォローする姿勢が求められる流れがある。事業者もこの流れを見据えて対応していただきたい。

委員

- 報告内容に同意する。資料 3 の p. 14 の持続可能性の認証情報に関する情報公開について、国内木質バイオマスも含めた表現とすることが望ましい。

座長

- 資料 3 の p. 1 の SBP、GGL への追加要請については、ライフサイクル GHG ではなく

持続可能性基準の対応事項に整理されるものと理解。

- 資料 3 の p. 11 や p. 15 にも、国内木質バイオマスに第三者認証の利用が可能であることを位置付けていただきたい。
- 持続可能性基準、特にライフサイクル GHG については、想定が変わってくる状況があり得るので、一定の期間で見直しをしていくことが必要なのではないか。特に制度が走り出すタイミングで認定団体の運用の状況をしっかり確認していく作業が必要だということを記載いただきたい。

事務局

- その他伐採木の確認方法を伐採齢 20 年以下とすることは、見直す余地が今後あり得ることについて記載を検討する。
- 自主的取組について、国内木質バイオマスについては証明ガイドラインによる確認になるため、「担保している認証スキーム等」という表現としている。
- SBP、GGL の合法性ガイドラインへの適合については、ご指摘のとおり持続可能性基準の対応事項に再整理する。
- 国内木質バイオマスについては第三者認証の取得を妨げるものではないということの追記を検討したい。
- 世の中の状況、特にライフサイクル GHG については、必要に応じて見直しを行っていく。この点も含め来年度以降も継続的に WG で議論する必要があるとの趣旨の記載を検討する。

林野庁

- SBP、GGL への持続可能性基準の項目の追加は、既に要請中である。

委員

- 報告内容と直接関係するものではないが、輸入木質バイオマスの持続可能性の確認について、合法性ガイドラインのどの確認方法で担保されているのか、全体像を情報収集していただきたい。

委員

- 仕組みが複雑化してきている。事業計画ガイドラインとは別に、事業者が読んで取組内容や推奨事項を理解できるようパンフレットがあるとよい。

事務局

- 事業者理解いただき取組を進めていただくことは、制度を運用していくためにも重要なので、ご指摘については検討してまいりたい。

座長

- 事務局には本日いただいたご意見を反映させる形で、調達価格等算定委員会への報告資料の作成をお願いしたい。

(その他)

座長

- 事務局には本日の議論を踏まえて、次回以降のWGの検討につなげていただきたい。

事務局

- 次回のWGについては日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365